二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、市町村が加入する一部事務組合等が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、次の各号に掲げる条件を満たすものとして総務大臣が調査した診療所数（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合等を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合等に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）に三二、九〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

一　病床を有しないこと。

二　前年度の休日及び夜間における診療時間の合計時間が四、六二六時間以上であること。

三　都道府県の医療計画において、救急医療を担うものとして定められたものであること。

公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的診療所等に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的診療所等に係る次の表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの稼働病床の数として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

四十八　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに要する経費があること。

四十九　不採算地区公的診療所等の助成に要する経費があること。

区分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	一、五四九、〇〇〇円
二　この表中第一号に掲げる診療所以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	一、〇三三、〇〇〇円

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、市町村が加入する一部事務組合等が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、次の各号に掲げる条件を満たすものとして総務大臣が調査した診療所数（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合等を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合等に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）に三二、九〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

一　病床を有しないこと。

二　前年度の休日及び夜間における診療時間の合計時間が四、六二六時間以上であること。

三　都道府県の医療計画において、救急医療を担うものとして定められたものであること。

公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的診療所等に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的診療所等に係る次の表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの稼働病床の数として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

五十　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに要する経費があること。

五十一　不採算地区公的診療所等の助成に要する経費があること。

区分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	一、四〇八、〇〇〇円
二　この表中第一号に掲げる診療所以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	九三九、〇〇〇円